

インダストリーインサイト (15)

2024年のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等の振り返り

—日本のFATF第4次相互審査完了と第5次相互審査へ向けての対応開始



PwC Japan 有限責任監査法人
ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト 井口 弘一

はじめに

2021年8月にFATF (Financial Action Task Force: 各国のマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策 [AML/CFT] 等の審査機関) から公表された日本に対する第4次相互審査結果は、要監視の最悪の水準とはなりませんでしたが、合格水準である通常フォローアップ国の中には至らず、重点フォローアップ国となりました。この結果、日本は結果公表後の5年間のうちに3回の改善状況のフォローアップ報告を実施することが求められました。今般、2024年10月に3回目のフォローアップ報告結果が公表され、日本のFATF第4次相互審査対応は完了し、すでに開始されていた第5次相互審査の対応が本格化することになります。

本稿では、日本の改善対応状況と第3回フォローアップ報告結果を概観し、2024年の内外のAML/CFTに関する国内外の当局動向も振り返りつつ、今後、金融機関に求められる対応を確認します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

1 日本のFATFへの第3回フォローアップ報告結果

FATF第4次相互審査において、各國は法令等整備状況とその運用状況(有効性評価)の2軸で評価されますが、日本はいずれも未達成項目数を合格基準まで抑えられませんでした。日本は過去2回のフォローアップ報告で法令等整備状況の改善を進め、第1回フォローアップ報告の結果が2022年9月、第2回フォローアップ報告の結果が2023年10月にそれぞれ公表されました。

第1回フォローアップ報告では、日本における「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(2022年5月)の策定等が評価され、法令等整備(テクニカルコンプライアンス)における「勧告2 (R2) 国内関係当局間の協力」が「概ね適合」(LC)に改善しました。また、第2回フォローアップ報告では、FATF勧告対応法や継続的顧客管理の制度化、関係省庁の監督対応などが一定の評価を受けて、法令等整備状況の改善は相応に進み、「勧告24 (R24) 法人の実質的支配者」など法令等整備に関する4項目が「概ね適合」(LC)に改善しました。

第3回フォローアップ報告では、法令等整備の「勧告7 (R7) 大量破壊兵器の拡散防止」「勧告8 (R8) 非営利法人」「勧告12 (R12) PEPs (重要な公的地位を有するもの)」「勧告25 (R25) 信託等の実質的支配者」「勧告22、23 (R22、23) DNFBPs (特定非金融業者等) の顧客管理・疑わしい取引届出」の計6項目が合格水準未達の「一部適合」(PC)から合格水準「概ね適合」(LC)に改善しました(図表1)。各項目で課題は残るもの、法令等整備40項目については全て合格水準を達成しました。なお、FATF加盟の38の国・地域のなかで法令等整備40項目全てが合格水準をクリアした国・地域はなく、法令等整備は概ね完了したといえます。

なお、FATFも2024年10月の全体会合において、審査対象国への第4次相互審査の一巡と今後の第5次相互審査へ

図表1：日本のFATF第4次相互審査結果（第3回フォローアップ報告後）

法令等整備／主要項目・不備項目等

	審査結果	第1回FUR	第2回FUR	第3回FUR
R2. 国内関係当局間の協力	PC	LC	LC	LC
R5. テロ資金供与の犯罪化	PC	PC	LC	LC
R6. テロリストの資産凍結	PC	PC	LC	LC
R7. 大量破壊兵器の拡散防止	PC	PC	PC	LC
R8. 非営利団体の悪用禁止	NC	NC	PC	LC
R10. 顧客管理	LC	LC	LC	LC
R12. PEPs	PC	PC	PC	LC
R22. DNFBPsの顧客管理	PC	PC	PC	LC
R23. DNFBPsの疑わしい取引届出	PC	PC	PC	LC
R24. 法人の実質的所有者	PC	PC	LC	LC
R25. 法的取極の実質的所有者	PC	PC	PC	LC
R28. DNFBPsに対する監督義務	PC	PC	LC	LC

有効性評価

	審査結果
IO1. ML/TFリスクの認識協調	SE
IO2. 國際協力	SE
IO3. 金融機関・DNFBPsの監督	ME
IO4. 金融機関・DNFBPsの予防措置	ME
IO5. 法人の悪用防止	ME
IO6. 特定金融情報の活用	SE
IO7. 資金洗浄／捜査・訴追・制裁	ME
IO8. 犯罪収益の没収	ME
IO9. テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
IO10. テロ資金の凍結・NPO	ME
IO11. 大量破壊兵器に関与する者への制裁	ME

※網掛けはFATF基準未達項目

※FUR／フォローアップ報告 網掛けはFATF基準未達項目

注1 評価体系

【法令等整備状況（40項目）】

①Compliant（適合：「CJ」）、②Largely Compliant（概ね適合：「LC」）、③Partially Compliant（一部適合：「PC」）、④Non-Compliant（非適合：「NC」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

【有効性評価（運用面の審査：11項目）】

①High Level（高い：「HE」）、②Substantial Level（十分：「SE」）、③Moderate Level（中程度：「ME」）、④Low Level（低い：「LE」）（合格水準は①、②、それ以下は未達成）

出所：FATF資料をもとにPwC作成

の注力を公表しています。

2 求められるAML/CFTの実効性向上

日本の第4次相互審査のフォローアップ報告は完了し、次回は2028年8月に予定されている第5次相互審査となります。第5次相互審査に向けては、AML/CFTの態勢整備後の2024年4月以降進められている実効性向上策の加速が必要となります。

第5次相互審査では、有効性評価項目（Immediate Outcome：IO）を中心検証することがFATFから公表されています。すでに、主戦場は変わっており、法令等整備項目はあまり意識されていないともいえます。第3回フォローアップ報告の結果によって、日本の金融機関等に対する5次審査に向けた要請が削減されたり、水準を下げられたりすることは全くないといえます。

また、日本は有効性評価について他国に比べて劣後しています。有効性評価項目11項目のうち未達項目数は8項目と主要国の中では目立っており、総合的にみれば合格水準に

至らず、監視対象国となる一歩手前です（図表2）。また、国として第5次審査で合格水準となるには、未達項目を5項目以下とし、さらにLEという最低評価を1項目も取らないようにする必要があります。金融機関等は、すでに進められている実効性向上を図るための対策を、FATFから法令と同等の強制力を持つと評価された金融庁の「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）等に沿って進める必要があります※1。

3 新行動計画の概要

日本としては、今後、第5次相互審査に向けて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（以下、新行動計画）への対応が官民ともに最も重要なとなります。新行動計画は、これまでの計画が2024年3月

※1 FATF第4次対日相互審査報告書では「金融監督当局は、2018年及び2019年に、金融機関に対して強制力のあるガイドラインを採択し、これは、金融機関によるマネロン・テロ資金供与リスクを低減する措置の実施を向上させるために重要なステップとなった」と評価された。

図表2：FATF／第4次相互審査結果（主要国・地域の比較、2024年10月末）

		法令等遵守（全40項目）の不備項目数		
		4項目以下	5～7項目	8～14項目
有効性評価 (全11項目) の不備項目数	9項目以上	アイスランド UAE トルコ	南アフリカ	ブラジル
	8項目	日本 デンマーク	バーレーン	中国
	7項目	ドイツ シンガポール オーストリア フィンランド デンマーク サウジアラビア マレーシア ベルギー カタール	メキシコ インドネシア	
	6項目	ルクセンブルグ ギリシャ ノルウェー スウェーデン	アイルランド カナダ 韓国	オーストラリア
	5項目以下	英国 香港 インド オランダ スイス ロシア イタリア スペイン フランス イスラエル	ポルトガル ニュージーランド	米国



要監視国相当



重点フォローアップ（合格水準未達）相当



通常フォローアップ（合格水準）相当



通常フォローアップ（合格水準）相当
／5次審査でも合格水準相当

出所：PwC「第27回CEO意識調査（日本分析版）」をもとに作成

末を期限とした計画であったことから、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議（FATF対応のための省庁横断組織）が新たに策定した計画です（図表3）。従来の計画と比べて、以下のような特徴があります。

- ① FATF相互審査基準の有効性評価項目（第5次審査の審査項目「IO」11項目）ごとに課題・行動内容・担当省庁等を整理
- ② 基本的に前行動計画（2021年8月公表）の課題を踏襲
- ③ 各項目の行動内容は実効性向上に重点
 - ▶ 金融機関等の特定事業者に対しては態勢整備から運用強化を強調
 - ▶ 刑事司法（捜査、凍結等）はFATF指摘の法令整備対応から執行強化に重点
- ④ 国際連携を随所で強調（詐欺の国際化、被害者救済／アセットリカバリー等の潮流を反映）

また、FATFは、第5次相互審査から金融機関とDNFBPs（特定非金融業者および職業専門家）を別々に評価するようになり、有効性評価項目のIO3とIO4を「金融機関・DNFBPsの監督」と「金融機関・DNFBPsの予防措置」から「金融機関等の監督・予防措置」と「DNFBPsの監督・予防措置」の業態別に組み替えました。新行動計画も、これに合わせて策定されており、不動産業者や土業に対する監督官庁の指導が強化していくと想定されます。

4 新行動計画の項目別の重点課題

以下では金融機関等に深く関係する項目において留意すべき課題について、2024年の主要施策や当局要請等も振り返りつつ、確認します。

図表3：新行動計画の行動内容要点・留意点

項目	評価	行動内容（要点）	省庁	留意点
IO1 リスクの認識・協調	○ SE	● 政策会議の体制強化 ● 統計データの活用（進捗把握） ● 次期基本方針の策定 ● 犯罪収益移転危険度調査書、拡散金融リスク評価書	警察、財務、金融 ほか全関係省庁	● 統計データ活用、 ● 拡散金融リスク評価書
IO2 国際協力	○ SE	● 國際機関等との連携強化 ● 効果的かつ時機を得た捜査共助・逃亡犯人引渡しの実施 ● 外国のカウンターパートとの情報交換の促進（FIU間、監督当局間）	警察、財務、法務、 外務等	● 國際的な捜査協力（詐欺の国際化への対応等）
IO3 金融機関・暗号資産交換業の監督・予防措置	✗ ME	● リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取り組み ● 継続的な顧客管理に基づく顧客のリスク評価の取り組みを推進 ● メリハリのある検査監督、効果的かつ抑止力のある措置 ● 為替取引分析業者の検査監督、金融機関の取引モニタリング強化	金融庁、その他金融機関の監督省庁	● 実効性強化 ● 行政処分 ● 暗号資産の監督強化
IO4 特定非金融業者および職業専門家（DNFBPs）の監督・予防措置	✗ ME	● ガイドラインの更新、FAQ策定、ガイドライン実施期限の明確化 ● 継続的顧客管理の実効性確保 ● リスクベースの検査監督（他省庁の手法の共有、当局担当者の能力向上、モニタリング方針策定） ● 疑わしい取引の届出の質の向上、届出件数アップ	各監督省庁	● ガイドライン態勢整備期限の明確化（拡散金融対象外）
IO5 法人の悪用防止	✗ ME	● 株式会社による実質的支配者の把握 ● 金融機関等による実質的支配者リスト活用、登記制度との連携検討 ● 捜査当局の金融機関等の実質的支配者情報等の活用（代替手段）	法務、財務、警察、 金融ほか	● 金融機関情報活用、信託等確認
IO6 特定金融情報の活用	○ SE	● 疑わしい取引の届出の分析の高度化 ● 関係機関の連携強化	警察、監督官庁	● 届出指導・情報還元、AI活用等
IO7 マネロンの検査・訴追・制裁	✗ ME	● マネロン罪の適用（国際犯罪含む）、電子化、適切な量刑	法務、警察	● 國際犯罪への対応
IO8 犯罪収益の没収	✗ ME	● 口座凍結、国境の取締り強化 ● 財産回復（FATF勧告改正への対応含む）	法務、警察、財務、 金融	● 口座凍結、財産回復の実績
IO9 テロ資金との検査・訴追・制裁	✗ ME	● テロ資金等供与罪の検査・訴追に関する電子化、執行強化、関係省庁の連携	法務、警察	● 國際犯罪
IO10 テロ資金の凍結・NPOの悪用防止	✗ ME	● 迅速な制裁対象者の通知、経済制裁の迂回・潜脱等の検知、リスクベースの検査監督 ● NPO（FATF勧告改正対応）	外務、財務、経産、 警察ほか	● 態勢整備、リスク評価開始
IO11 大量破壊兵器の拡散金融対策	✗ ME	● 迅速な制裁対象者の通知 ● 拡散金融の迂回・潜脱等の検知、リスクベースの検査監督	同上	● 態勢整備、リスク評価開始

※ 網掛けは、特に金融機関に関する分野

出所：「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」をもとにPwC作成

（1）IO3／金融機関・暗号資産交換業の監督・予防措置

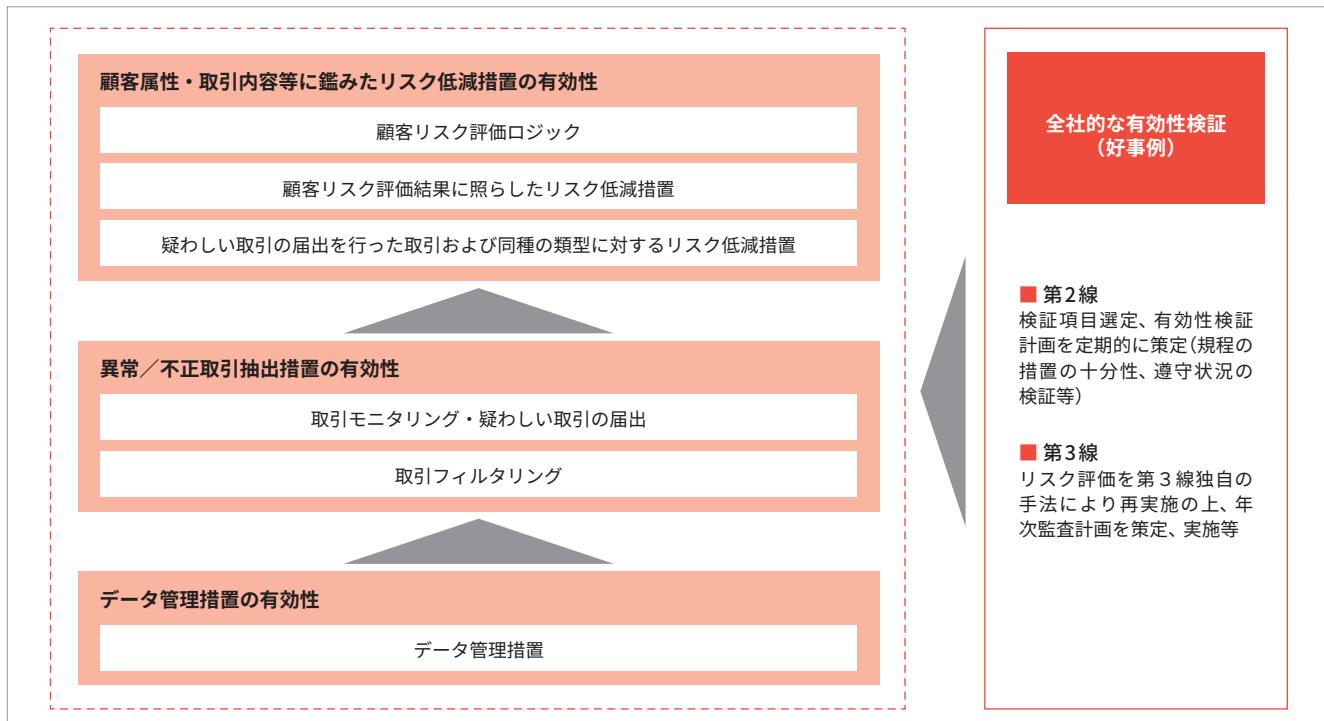
本項目は金融機関の運営実態を確認するもので、金融機関が最も注意すべき項目です。予防措置に関して最も重要なのは、リスクの特定評価・低減措置の実効性が上がっているかを検証する「有効性検証」です。

金融機関は、整備した態勢をもとに実効的なAML/CFT対策が実施されているかを検証するにあたり、全社的なPDCA管理態勢を確立し、組織を整備したうえで、リスク特定・評価、顧客管理、モニタリング、疑わしい取引届出等の実務について、それぞれの有機的な繋がりを保ちながら円滑に実施することが求められます。そして営業部門、管理部門、監査部門の3線管理態勢をてこにAML/CFTプログラムを機能させることができます。また、個別のオペレーションが有効に

機能しているかを個々に検証する必要があります。例えば、取引モニタリングシステムの場合、システムから抽出されるアラートの検出条件を調整し、アラートの発生を抑制しつつ、過去に届出した疑わしい取引パターンを最大限取り込んでいるかといった確認を、定期的に試行錯誤を繰り返しつつ実施しなくてはなりません。

有効性検証に関しては、ガイドラインの有効性検証に関する項目の文意をしっかりと理解して対応することが必要です。2024年6月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」には好事例が列挙されています。また、データ整備をベースとした取引モニタリング・フィルタリング態勢の整備により、リスク評価・低減措置の高度化を図れているか、こうしたサイクルが全社的に機能しているかを検証することを求めています（図表4）。

図表4：マネロン等リスク管理態勢の有効性検証



出所：金融庁「マネー・ローンダーリング等対策の取組と課題」(2024年6月) をもとにPwC作成

さらに、有効性検証と同様に重要なのは、急増する金融犯罪への対策です。SNS型投資詐欺などの金融犯罪が沈静化せずに高水準で推移すれば、金融機関等の予防措置の実効性が上がっていないとされ、FATFのIO3の評価に悪影響を及ぼすとみられています。なお、金融犯罪への対応の主要業務である口座凍結や財産回復（補償・分配等）は、IO8の主要課題であり、対応結果がIO8の評価にも影響を及ぼすことに留意が必要です。

このほか、PEPsに関しては、国内PEPs・国際機関PEPs（以下、国内PEPs等）をガイドライン・FAQでリスク評価の対象であると明示した結果、FATFからは、第3次フォローアップ報告結果で、「国内PEPs等は『特定の顧客カテゴリー』として認識している」と評価され、法令等整備（勧告12）は「概ね適合」（LC）となりました。金融機関としては、国内PEPs等について、リスク評価において特別な顧客として相応に調整し、リスクに応じた低減措置を実施することが最低限求められます。

(2) IO5／法人等の悪用防止

実質的支配者の確認態勢の構築を求める項目であり、第5次相互審査に向けて、内閣府・規制改革推進会議は、関係省庁に対して実質的支配者の登記制度の整備等を提言（2023

年7月）しました。その後、第2回フォローアップ報告（2023年10月）では、FATFから「法令と同等の強制力のあるガイドラインにて実質的支配者の確認を含む継続的顧客管理が規定されていることが登記制度を補完・代替する手段として機能している」と評価され、法令等整備項目の「勧告24（R24）法人の実質的支配者」は「概ね適合」（LC）とされるなど、法令等整備は一定の評価を得ることになりました。これを受けて、2024年5月に規制改革推進会議意見の検討結果として「特定事業者への情報照会システムを利用して、特定事業者が取引時確認等で得た実質的支配者情報やその他の顧客情報についても、当局が把握するために必要なシステムを整備する」（警察庁・金融庁担当）との方針が打ち出され、新行動計画でも「金融機関等の実質的支配者情報等の活用」（登記の代替手段）が採用されました。

日本の実質的支配者の登記制度（実質的支配者リスト制度）を利用した登記は任意であり、網羅的な確認のため、民間の継続的顧客管理による確認等の代替手段も活用していくことになります。本項目の実効性を上げるために、金融機関等はガイドラインに則り継続的顧客管理を通じた実質的支配者の確認を精度高く実施していくことが求められます。

図表5：2024年のマネロン・金融犯罪等に係る主要対策

時期	公表資料等	省庁	関係するFATF有効性評価項目
2024年4月	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議	全項目
2024年6月	マネー・ローンダリング等対策の取組と課題 国民を詐欺から守るための総合対策	金融庁 犯罪対策閣僚会議	IO3 IO3、IO8
2024年8月	法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について	警察庁・金融庁	IO3
2024年5月	「規制改革推進に関する答申～利用者起点の社会変革～」マネロン対策のための法 人の実質的支配者情報の把握	規制改革推進会議	IO5
2024年3月	拡散金融リスク評価書（2024年12月に一部内容更新）	マネロン・テロ資金供与・ 対策政策会議	IO1、IO10、IO11
2024年4月	改正外為法施行（外国為替取引等取扱業者適合基準に従って資産凍結措置を適切 に実施する態勢整備義務）	財務省	IO1、IO10、IO11

出所：PwC作成

（3）IO10／テロ資金の凍結・NPOの悪用防止と IO11／大量破壊兵器の拡散金融対策

テロ資金供与・拡散金融対策に関して、第三者を介した制裁対象者等への資金供与など、いわゆる「制裁逃れ」への実効的な対策が金融機関に求められています。

日本では、外為法が改正され、2023年6月に制裁対象者の第三者を介した取引の禁止を明確化したほか、2024年4月には外国為替取引等取扱業者に対して制裁対象者対応・拡散金融対策に関する態勢整備、リスクの特定・評価、低減措置の実施を規定しました。財務省は施行に当たって2023年11月に新たな外国為替検査ガイドライン（外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン）を制定しています。また、2024年3月にはマネロン・テロ資金供与・対策政策会議が「拡散金融リスク評価書」を公表、同年12月には一部内容を更新して再公表しています。

金融機関等には、法令に則り、対策の実効性を上げるため、法人の役員や株主、商流全体の適時・適切なフィルタリングと取引回避・凍結、リスク評価書への拡散金融リスクの反映、3線管理による防止態勢の適切な運用など、高度な対応が求められます。

最後に図表5はFATF第5次相互審査の対策に直接・間接に係る、2024年の日本における主要対策の一覧です。

5 おわりに

FATF第4次相互審査はグローバルベースでほぼ終了し、日本は法令等整備に関しては合格水準となったとみられます。ただ、日本の次回の評価は2028年8月の第5次相互審

査となります。金融機関は2024年3月期限で整備された態勢の運用面が厳しくみられることに変わりはなく、実効性向上のためのさまざまな対策が引き続き求められます。日本は本格的なAML/CFT対応のスタートラインに立った段階であり、主要国の中では劣後していることを認識する必要があります。

すでに第5次相互審査の第一陣に対する準備は開始されており、2025年2月にはベルギー、マレーシアの第5次相互審査（オンライン）が実施されます。さらに、日本の第5次相互審査もすでに始まっているといえます。書類審査はFATF審査の1年前（2027年）に実施されるとみられますが、その際、民間の対応状況の資料（書類審査前の数年分）が確認されるためです。実質的な国際公約であった態勢整備期限を過ぎたことや第4次相互審査が完了したことに安心できる状況ではなく、引き続き緊張感を持った対応が官民ともに求められています。

井口 弘一（いぐち こういち）

PwC Japan有限責任監査法人

ガバナンス・リスク・コンプライアンス・アドバイザリー部
チーフ・コンプライアンス・アナリスト

1989年4月に大手銀行入行、調査・企画室を専門に、調査部、営業審査部、企画部、コンプライアンス統括部（マネー・ローンダリング防止対策室、金融犯罪対策室等）、監査部にて勤務。2017年8月より海外大手銀行（日本法人）の法務・コンプライアンス統括責任者。2021年4月より現職。

メールアドレス：koichi.iguchi@pwc.com